

公益財団法人まちみらい千代田  
第 13 期第 4 回臨時理事会 議事録

令和 8 年 4 月 1 日、理事長細越が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、定款第 48 条に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名押印する。

記

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 議案第 8 号 公益財団法人まちみらい千代田 事務局長の任免について  
公益財団法人まちみらい千代田定款第 53 条第 3 項の規定に基づき、事務局長を任免する。

(2) 議案第 9 号 議決日について

公益財団法人まちみらい千代田第 13 期第 4 回臨時理事会の目的である事項(決議事項)の議決日を決定する必要がある。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 細越 正明

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 細越 正明

5. 理事総数 6 名の回答書

別添のとおり

6. 監事総数 1 名の異議がないことを証する書類

別添のとおり

令和 8 年 4 月 1 日

公益財団法人まちみらい千代田

理事長 細越 正明